

せいかつほご あんない  
生活保護のご案内

さくせい さがみはらし  
作成：相模原市

れいわ ねん がつ にち  
(令和5年10月1日)

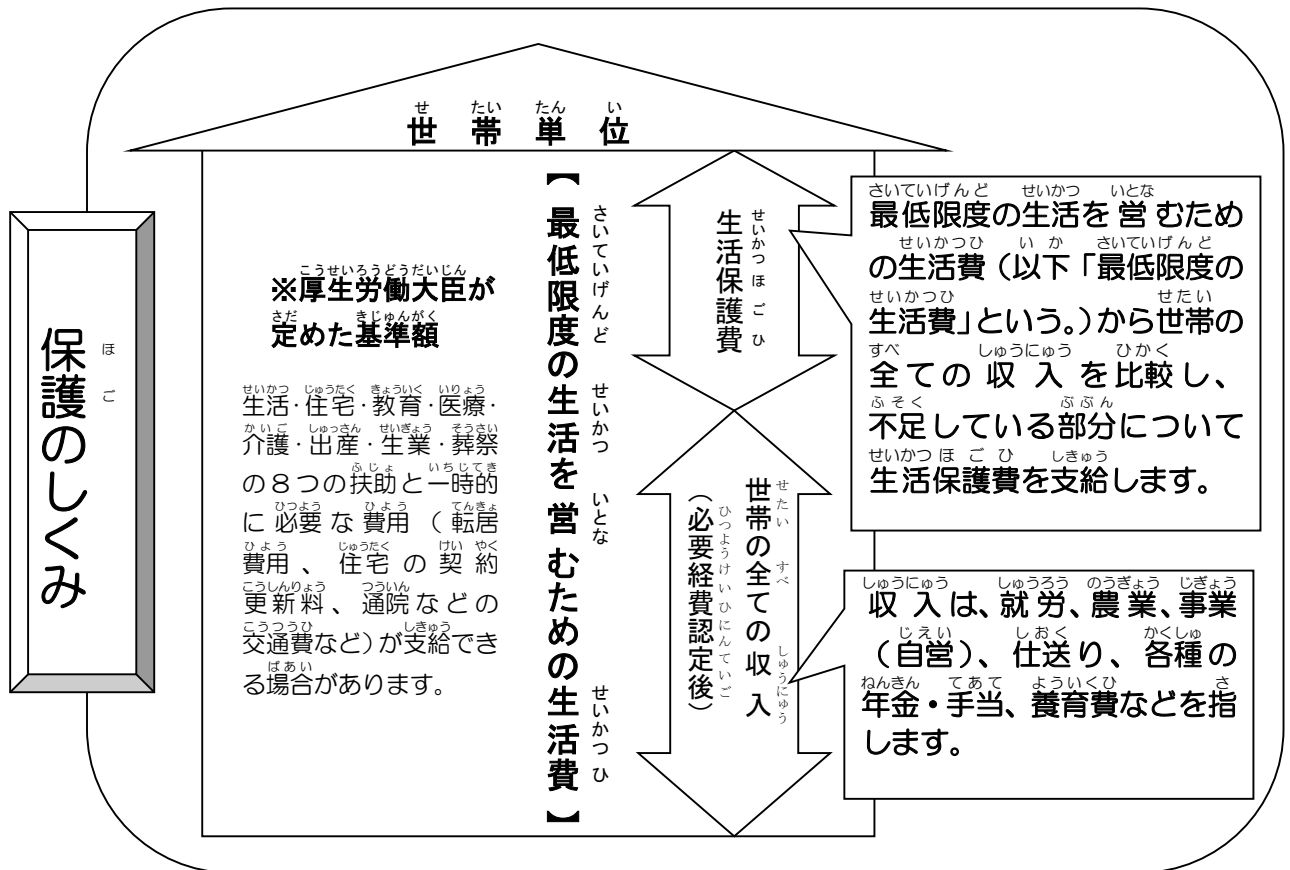
# 1 はじめに

このご案内は、生活保護制度の利用をお考えの方向けに重要なことが書かれています。生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、ためらわずにご相談ください。

## 2 生活保護とは

生活保護は、憲法第25条の「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」に基づき、高齢、病気、離婚や失業など様々な事情で生活に困窮した場合に、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、自立を支援する制度です。

なお、原則として生活をともしている世帯を単位として利用していただくこととなります。



(1) 生活保護制度が利用できる場合

収入が最低限度の生活費を下回る場合、不足分を生活保護費として支給します。

さいていげんと せいかつひ せいかつふじょ じゅうたくふじょ きょういくふじょ かいごふじょ いりょうふじょ 最低限度の生活費（生活扶助・住宅扶助・教育扶助・介護扶助・医療扶助など）		
しゅう 収	にゅう 入	せたい (世帯)
せいかつほごひ 生活保護費		

(2) 生活保護制度が利用できない場合

収入が最低限度の生活費を上回る場合には、生活保護は利用できません。

さいていげんと せいかつひ せいかつふじょ じゅうたくふじょ きょういくふじょ かいごふじょ いりょうふじょ 最低限度の生活費（生活扶助・住宅扶助・教育扶助・介護扶助・医療扶助など）		
しゅう 収		
にゅう 入		
せたい (世帯)		

(例) 相模原市における生活保護費のモデルケース

せたいこうせい 世帯構成	せいかつふじょ 生活扶助	じゅうたくふじょ 住宅扶助 げんどがく (限度額)	とうきかさん 冬季加算 がつ がつ (11月～3月)	ごうけい 合計
こうれいしゃせたい 高齢者世帯(70歳)	73,850円	41,000円	2,630円	117,480円
しょうびょうしゃせたい 傷病者世帯(45歳)	74,310円	41,000円	2,630円	117,940円
ほしせたい 母子世帯(30歳、3歳)	146,330円	49,000円	3,730円	199,060円

※ 収入がある場合は、生活扶助+住宅扶助+冬季加算(11月から3月までの間の

み支給)の合計から収入額を差し引いた額を生活保護費として支給します。

### 3 生活保護制度を利用するにあたって

生活保護制度を利用するときは、自分が持っている(1)資産、(2)能力、(3)その他あらゆるもの(他の制度)を自分の生活のために活用することが必要です。また、仕送りなどの援助や他の法律などによる手当やサービスが受けられる方は、これらのサービスを受けながら生活保護制度を利用いただくこととなります。

#### (1) 資産活用

資産について保有が認められず、生活のために活用していただくものは、次のとおりです。

##### ア 生命保険

保険金額、保険料および解約返戻金が多額である場合

##### イ 自動車・125ccを超えるオートバイ

障害者または公共交通機関の利用が著しく困難であるなど、通勤・通院などに特別な事情がない場合

##### ウ 不動産

・現に世帯の居住用に役立っているもので、処分価値と利用価値を比較して、処分価値が著しく大きい土地および家屋である場合

・現に居住していない家屋や事業用に使用していない土地および家屋である場合

#### (2) 能力活用

・働くことができる方は、働いて収入を得ることが必要です。(就労・増収に向けた支援を行う制度があります。)

・病気やケガなどで働くことができない方は、療養に専念してください。

#### (3) 他の制度の活用

・生活保護以外の制度で活用できるものは、すべて活用していただきます。

たとえば、年金・恩給、各種手当、雇用保険、社会保険(勤め先の健康保険)などがあります。

#### (4) その他

・暴力団員である場合は、生活保護制度の利用ができません。

・親子、兄弟姉妹など、扶養義務者からの援助が受けられる場合には、受けるようお願いします。

## 4 生活保護決定までの流れ

生活保護制度を利用するには、ご本人や親族の方からの申請が必要ですので、福祉事務所の窓口へ相談にお越しください。お電話の相談もお受けしております。

### (1) 相談・申請

ケースワーカーが、お困りの事情を具体的にお聞きし、生活保護制度や他の利用できる制度などを説明します。申請は、いつでもご本人の判断によりできます。

なお、国民健康保険などを利用していた方は、生活保護を申請し決定までの間、保険証などを福祉事務所がお預かりすることがございます。その場合、医療機関への受診方法は別途、ご説明します。

### 【申請時に所持金が無い、又は少ない方へ】

#### ～保護費支給日までの生活費の貸付について（要援護世帯生活資金）～

- 生活保護費の支給までには、申請後、20日間ほどかかります。
- 保護申請日に持っているお金や、ご自宅の食料などで20日間程度の生活（家賃・光熱水費等は除く）ができるか、確認をしてください。
- 保護費支給日までの間、最低限度の生活が困難な場合は、各区の福祉事務所が窓口となつて市社会福祉協議会から生活資金の貸付を行いますので、お気軽に相談してください。
- 貸付金は、最初の保護費支給日に返していただきます。

## (2) 調査

申請に基づきケースワーカーが家庭訪問をし、生活状況、生育歴や職歴などをお聞きします。また、収入や資産に関する調査や、病状に関する調査を行います。

原則として、親族から援助が得られる方は援助を受けていただきます。そのため、援助の可能性の有無をあなたに伺います。

(DV(家庭内暴力)、虐待、借金、相続をめぐる対立や、10年程度音信不通であるなど特別な事情がある場合には、援助の可能性がないものと判断し、親族への照会を行いませんので、事前にご相談ください。)

## (3) 判定

調査に基づき、生活保護制度を適用する必要性を判定します。その結果、必要があると判定した場合は「保護決定通知」を、必要がないと判定した場合には、「保護却下決定通知」をお渡しします。判定は、原則として申請を受付してから14日以内(調査のために時間がかかるなど特別な場合は30日以内)に決定し、ご連絡します。

# 5 生活保護の開始

## (1) 保護費の支給について

毎月決められた日に1か月分の保護費を支給します。

## (2) 医療・介護サービスの利用について

必要に応じて医療・介護サービスを利用することができます。その費用は、福祉事務所から医療機関や介護機関に直接支払います。

なお、保険診療の範囲外は、対象になりません。また、障害者総合支援法など他の公的な医療制度が利用できる場合はそれを利用してください。

## (3) 守っていただくこと

### ア 届出の義務

あなたの申出や申告などに基づいて生活保護費を決定します。給与や年金、仕送りなどの収入があった場合には、福祉事務所へ速やかに届け出てください。

また、世帯員の状況や生活状況の変化、家賃などの変更があったときなどにも速やかに届け出てください。

## 高校生のアルバイトについて

高校生がアルバイトをし、収入があった場合にも福祉事務所への届出が必要となりますが、事前に福祉事務所が承認したときには、生活保護費を差し引かず、大学等への進学や就労のために必要な資金として、積み立てできる場合があります。詳しくは、福祉事務所へお尋ねください。

### イ 生活向上の義務

働ける能力に応じて働き、健康管理や計画的な支出をするなど、生活の維持・向上に努めてください。

### ウ 助言・指導に従う義務

あなたの生活の維持、向上、その他保護の目的達成に必要な助言・指導をすることがあります。

### (4) 担当者が家庭訪問をします

生活保護が開始になったときは、あなたの生活や健康状況などをお聞きするために、ケースワーカーが定期的に家庭訪問をします。

## 6 その他として

(1) 福祉事務所が決定したことに不服がある場合は、通知を受け取った日の翌日から3か月以内に知事に対して不服申立てができます。

(2) この「生活保護のご案内」では、すべての制度が説明できていません。ここに書かれていることやわからないことは、福祉事務所へ遠慮なくお尋ねください。また、あなたの相談内容を他人に漏らすことは法律で禁止されていますので安心してご相談ください。

といあわ さき  
お問合せ先

さがみはらしやくしょ  
相模原市役所

- みどりく つくい さがみこ ふじのちく のぞ す かた ばあい  
• 緑区（津久井・相模湖・藤野地区を除く）にお住まいの方の場合

みどりふくしじむしょ みどりせいかつしえんか  
緑福祉事務所（緑生活支援課）

〒252-5177 みどりくにしはしもと みどりくごうどうちょうしゃ かい  
緑区西橋本5-3-21 緑区合同庁舎3階

でんわばんごう  
電話番号 042-775-8809

- みどりく つくい さがみこ ふじのちく す かた ばあい  
• 緑区（津久井・相模湖・藤野地区）にお住まいの方の場合

みどりふくしじむしょ みどりせいかつしえんか ほ こだい ほん  
緑福祉事務所（緑生活支援課保護第3班）

〒252-5172 みどりくなかの つくい そうごうじむじょほんかん かい  
緑区中野633 津久井総合事務所本館3階

でんわばんごう  
電話番号 042-780-1407

- ちゅうおうく す かた ばあい  
• 中央区にお住まいの方の場合

ちゅうおうふくしじむしょ ちゅうおうせいかつしえんか  
中央福祉事務所（中央生活支援課）

〒252-0236 ちゅうおうく ふじみ かいかん かい  
中央区富士見6-1-20 あじさい会館5階

でんわばんごう  
電話番号 042-707-7056

- みなみく す かた ばあい  
• 南区にお住まいの方の場合

みなみふくしじむしょ みなみせいかつしえんか  
南福祉事務所（南生活支援課）

〒252-0303 みなみくさがみおおの みなみほけんふくしせんたー かい  
南区相模大野6-22-1 南保健福祉センター3階

でんわばんごう  
電話番号 042-701-7720